

白馬高等学校学校運営協議会委員の委嘱について（案）

高校再編推進室

学校運営協議会規則第2条2項に基づき、白馬高等学校学校運営協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

なお、学校運営協議会規則第3条により、増員となる新任者の任期は令和4年8月19日から2年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

新任委員（敬称略）

| 分野 | 氏名 | 備考 | |
|--------------|--------------------|--------------|----|
| 地域住民 | おおた のぶこ 太田 伸子 | 白馬村議会議長 | |
| | しばた ゆうぞう 柴田 友造 | 小谷村議会副議長 | |
| 学識経験者 | あさはら あきひさ 浅原 昭久 | 白馬村立白馬中学校長 | |
| 関係行政 機関職員 | まるやま としろう 丸山 俊郎 | 白馬村長 | 補欠 |
| | まつざわ いずみ 松澤 泉 | 白馬山麓事務組合事務局長 | |

※ 任期：令和4年8月19日から令和6年8月18日まで

補欠任期：令和4年8月8日から令和6年4月30日まで

（参考）

退任委員（敬称略）

| 分野 | 氏名 | 備考 |
|--------------|--------------------|----------|
| 関係行政 機関職員 | しもかわ まさたけ 下川 正剛 | （前 白馬村長） |

（参考）学校運営協議会規則

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1）地域住民

（2）保護者

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

（4）学識経験者

（5）関係行政機関の職員

（6）当該対象学校の校長

（7）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

白馬高等学校学校運営協議会委員名簿

(敬称略)

| 分野 | 氏名 | 備考 | |
|----------------|--------------------|-----------------------------|--------------|
| 地域住民 | あいざわ 相沢 さつき | 同窓会副会長 | 任期 1 |
| | たけだ あきよ 武田 彰代 | 大町市立美麻小中学校講師 元白馬村教育委員長 | 任期 1 |
| | おおた のぶこ 太田 伸子 | 白馬村議会議長 | 新任 (任期 2) |
| | しばた ゆうぞう 柴田 友造 | 小谷村議会副議長 | 新任 (任期 2) |
| 保護者 | ささがわ ようこ 笹川 陽子 | 白馬高等学校 P T A (スキー部後援会役員) | 任期 1 |
| 地域学校協働活動推進員その他 | くさもと ともこ 草本 朋子 | 白馬インターナショナルスクール 代表理事 | 任期 1 |
| | とみはら れいな 富原 玲奈 | (株) シェラリゾート白馬 代表取締役 | 任期 1 |
| 学識経験者 | しらと ひろし 白戸 洋 | 松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科長 | 任期 1 |
| | あさはら あきひさ 浅原 昭久 | 白馬村立白馬中学校長 | 新任 (任期 2) |
| | でぐち てつろう 出口 哲朗 | 小谷村立小谷中学校長 | 任期 1 |
| 関係行政 機関職員 | まるやま としろう 丸山 俊郎 | 白馬村長 | 任期 1 (新任) |
| | なかむら よしあき 中村 義明 | 小谷村長 | 任期 1 |
| | しばた ゆうぞう 柴田 友造 | 白馬山麓事務組合事務局長 | 新任 (任期 2) |
| 当該対象学校長 | せき まさひろ 関 正浩 | 白馬高等学校長 | 任期 1 |

合計 14 名

※ 任期 1 : 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

但し、丸山委員の任期は令和 4 年 8 月 8 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

任期 2 : 令和 4 年 8 月 19 日から令和 6 年 8 月 18 日まで